

【注意】

令和8年(又)第7号

本件は土地のみの売却です。

建物は売却対象外ですので、ご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日から 令和 8 年 11 月 11 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 福島地方裁判所郡山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 2 日 午前 9 時 30 分 場 所 福島地方裁判所郡山支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から、当庁閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	2,350,000 1,880,000		470,000	22,394	9,597
				</	

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 郡山市大槻町字二本木 |
| | 地 | 番 | 3 番 8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 6 4. 5 7 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 2 日

福島地方裁判所郡山支部

裁判所書記官 遠 藤 真 也

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号 1】

本件土地につき、売却対象外の建物（家屋番号 3 番 8）のために法定地上権が成立する。

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地（地番 3 番 7）との境界が不明確である。

売却対象外の土地（地番 3 番 1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室に別ファイルとして備え付けてあります。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 郡山市大槻町字二本木 |
| | 地 | 番 | 3 番 8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 6 4 . 5 7 平方メートル |



令和 8 年（又）第 7 号
令和 8 年 4 月 27 日受理
令和 8 年 6 月 29 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所郡山支部

執行官 佐久間 裕 子

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 郡山市大槻町字二本木 |
| | 地 | 番 | 3 番 8 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 6 4 . 5 7 平方メートル |

C

目的外建物の概況（物件 1 関係）	
所 在	郡山市大槻町字二本木 3 番地 8
家 屋 番 号	☐ ない（未登記） ☒ 3 番 8
種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造垂鉛メッキ鋼板・瓦葺 2 階建
床 面 積（概略）	1 階 1 0 0 . 7 0 m ² （登記） 2 階 5 3 . 8 2 m ² （登記）
所 有 者	☒ 土地所有者 A ☒ その他の者（A 以外の亡 C の相続人） ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和 5 2 年 7 月 2 0 日 ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者（B、C） ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	登記上、目的外建物は、B と C の共有であり、各持分は 2 分の 1 である。

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件所有者)	(5月25日物件所在地で面談し事情聴取) 1 本土地は、目的外建物の敷地として使用しています。 2 目的外建物は、登記上、私の両親であるB及びCの共有ですが、Bは平成22年に、Cは平成23年に、それぞれ亡くなりました。 Bの相続人は私のみです。Cからは、Cには私のほかに息子が一人いると聞いています。私はCの息子に会ったことはなく、交流もありませんので、どこにいるのか分かりません。 3 元々、目的外建物にはBやCが住んでおり、私や私の子が同居していました。BやCが死亡した後は、私と私の子が住んでいます。世帯主は私です。 前記の事情がありますので、私が単独で目的外建物を使用するに当たり、目的外建物の共有者である私以外の亡Cの相続人との間で話し合い等はしていません。 4 目的外建物は、昭和55年に増築しています。当該増築部分は2階の北西側部分です。それ以降、増改築はしていません。 5 私は、BやCが目的外建物を共有して本土地を敷地として使用するに当たり、BやCから地代を支払ってもらうなどはしていませんでした。BやCと同居していましたし、BやCは私の両親なので、敷地として無償で本土地を使用させるのは、当然だと思っていました。 6 本土地は、地割れや陥没等はありません。 7 本土地の北側には、BやCが共有していた簡易物置があります。簡易物置には、目的外建物と連結しているボイラーが設置されています。ボイラーは故障しているので使用していません。簡易物置も、目的外建物と同様に、私や私以外の亡Cの相続人が共有しています。 8 本土地の南東側にはタイヤ等の荷物が置かれていますが、私が置いているものです。 9 本土地の北東側で接する第三者所有の3番7土地との間の境界はよく分かりません。境界付近と思われる部分にはブロック塀があります。 私は、当該ブロック塀は本土地内にあり、私が所有している認識です。 しかし、平成23年3月の東日本大震災によりひびが入った際、3番7土地の所有者がブロック塀を修繕しました。3番7土地の所有者は、ブロック塀は3番7土地に設置されているとの認識のようです。 10 本土地の北西側にもブロック塀があります。こちらは目的外建物を新築した昭和52年頃に設置したと記憶しています。現在は、私が所有している認識です。当該ブロック塀は、地震によりひびが入るなど、損傷していますが、修繕していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (物件所有者)	11 本土地は、私道である3番1土地に面しています。3番1土地は私や3番7土地所有者らが共有しています。私は3番1土地を通行のために使用しています。 12 本土地の買受人が3番1土地を通行のために使用する場合には、私は使用させるつもりです。 なお、目的外建物や3番1土地の私の共有持分を買受人に任意で売却するかどうかは、決めかねています。
■ D (5番1土地所有者)	(5月25日5番1土地で面談し事情聴取) 1 私は5番1土地の所有者です。 2 目的外建物の下屋の屋根の一部が5番1土地に越境している認識です。しかし、隣人同士ですので、越境部分について賃料を取るなどはしていません。黙認しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

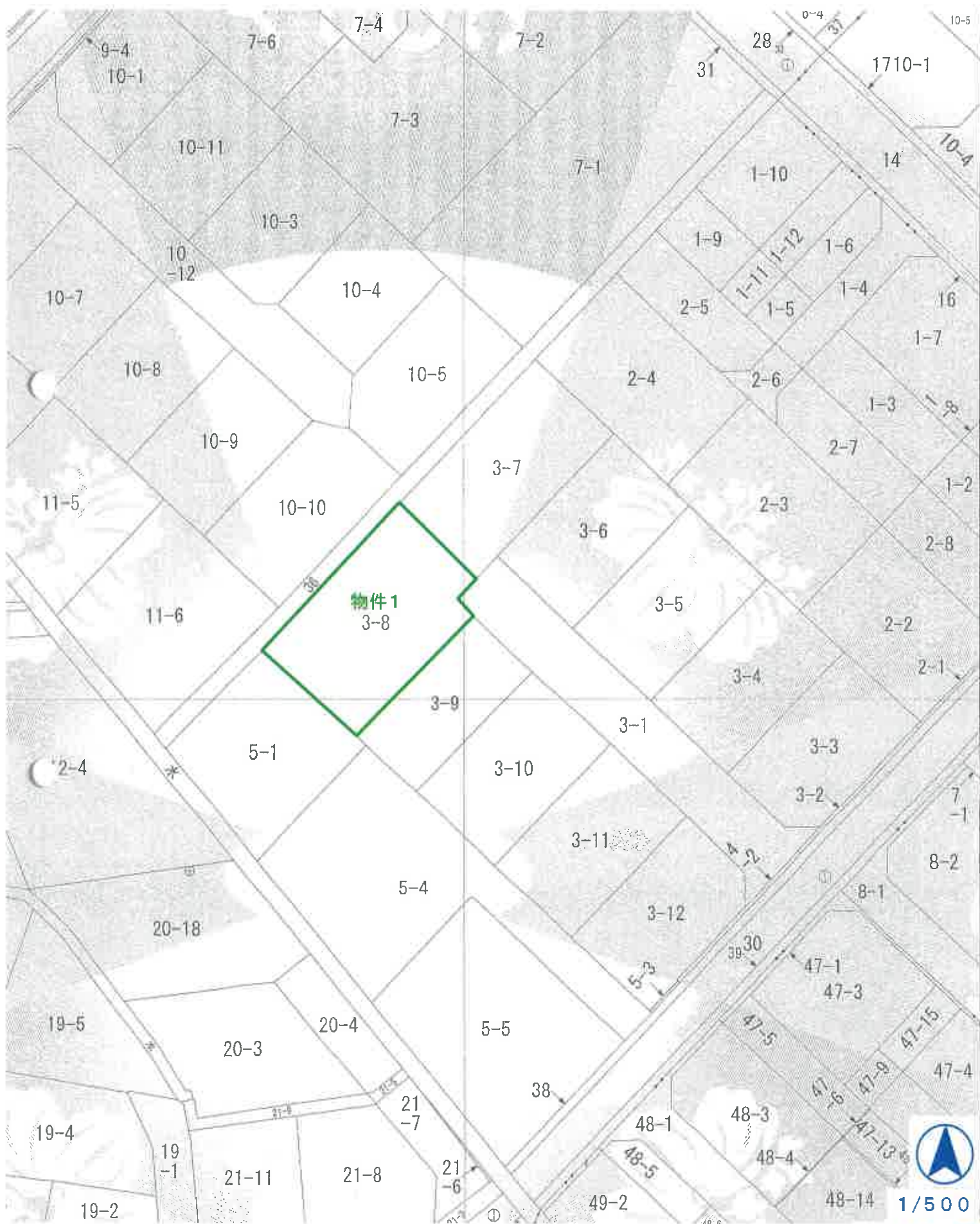
執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、地積測量図、土地建物位置関係図及び添付写真のとおりである。
- 2 本土地は、東側でAらが共有する登記上の地目が公衆用道路である3番1土地に接している。3番1土地は舗装された私道であり、現況地目も同様である。Aは3番1土地を通行のために使用している。
- 3 本土地は、見分できる範囲において3か所に境界杭のようなものがあるが、本土地と隣接地との境界は判然としない。
特に、北東側隣接地である3番7土地との境界に関しては、Aの陳述によると、Aと3番7土地所有者との間で境界の認識に関して食い違いがある。調査時に測量した限りにおいても、本土地の北東側にあるブロック塀が本土地内に設置されているかどうか判然としなかった。当該部分の境界を確定するには、今後、専門家による調査等を要する。
- 4 調査時に測量した限りでは、目的外建物は本土地上に存在しているが、目的外建物の下屋部分の屋根の一部は、本土地の南西側隣接地である第三者所有の5番1土地上に越境している可能性がある。また、目的外建物の排気ダクトと思われるものが、本土地の北西側隣接地である郡山市所有の36番土地に越境している可能性がある。
- 5 本土地の北西側には、A所有の高さ2m強のブロック塀が設置されている。
当該ブロック塀は、一部に穴が開いており、地震の影響によると思われるひびも複数見られる。また、経年劣化による汚損も見られる。
- 6 本土地の東側には複数の庭石がある。本土地の南東側にはタイヤや電化製品等の動産が複数置かれている。
- 7 目的外建物について
目的外建物は、登記上、B及びCの共有であるが、B及びCの戸籍謄本等によると、Bは平成22年10月3日に、Cは平成23年6月7日に、それぞれ死亡している。また、Cの戸籍によると、CにはAのほか息子Eがいる。
福島家庭裁判所郡山支部に対し、B及びCの相続人からの相続放棄の申述の有無を照会したところ、相続人からの相続放棄の申述はないとの回答を得た。
上記事情を踏まえ、目的外建物は、A及びA以外の亡Cの相続人が共有しているものと認めた。
よって、本土地は、A及びA以外の亡Cの相続人が目的外建物を共有して占有している。
もっとも、本件差押え時の本土地所有者はA、目的外建物の共有者はA及びA以外の亡Cの相続人であり、これらの所有関係を踏まえると、本土地につき、売却により、売却対象外の目的外建物のために法定地上権が成立する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月27日（月） ： ー ：	執行官室	福島地方法務局郡山支局に対し、全部事項証明書 交付申請書を送付（5月7日受領）
令和8年5月7日（木） ： ー ：	執行官室	郡山市長に対し、固定資産税に関して保有する図面の 交付申請書を送付（5月14日受領）
令和8年5月12日（火） 14：55－15：00	物件所在地	現況（占有）確認、写真撮影
令和8年5月25日（月） 10：00－11：02	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、Aから事情聴取
令和8年5月26日（火） ： ー ：	執行官室	郡山市長に対し、B及びCの戸籍謄本等の交付申請書 を送付（6月1日受領）
令和8年6月5日（金） ： ー ：	執行官室	郡山市長に対し、B及びCの改製原戸籍等の交付申請書 を送付（6月12日受領）
令和8年6月16日（火） ： ー ：	執行官室	福島家庭裁判所郡山支部に対し、B及びCの相続人か らの相続放棄申述の有無の照会書を送付（同日回答を 受領）
（特記事項） ■ 令和8年5月25日 目的物件の占有者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。 □令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(7 枚目)



登記年月日：昭和52年4月25日

新 52.4.25

地積測量図

地番 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-1
3-8 3-9 3-10 3-11 3-12

土地の所在 郡山市大槻町字二本木

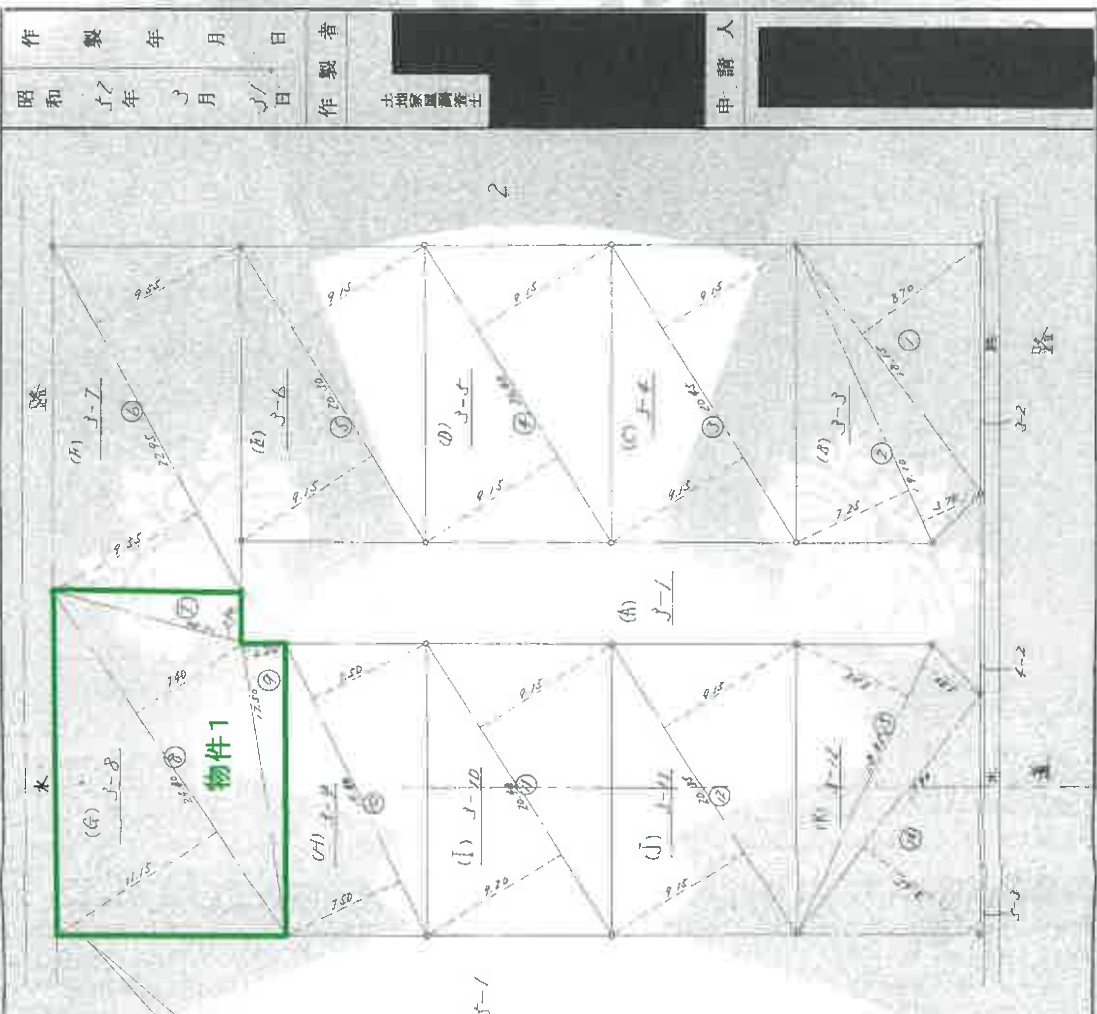
0711012

未積

- 3-3 $12.15 \times 8.70 = 104.9525$
3-4 $19.10 \times (8.70 + 7.85) = 104.5725$ (t)
3-5 $20.45 \times (9.15 + 9.15) = 187.1175$
3-6 $20.40 \times (9.15 + 9.15) = 186.660$
3-7 $20.40 \times (9.15 + 9.15) = 185.745$
3-8 $10.25 \times (9.15 + 9.15) = 187.1175$
3-9 $11.40 \times 2.90 = 16.865$
3-10 $24.40 \times (7.40 + 11.45) = 226.310$
3-11 $17.50 \times 2.50 = 21.875$
3-12 $19.20 \times (2.50 + 2.50) = 144.000$
3-13 $20.40 \times (9.20 + 9.15) = 187.170$
3-14 $20.45 \times (9.15 + 9.15) = 186.2025$
3-15 $12.85 \times (7.25 + 3.80) = 104.14625$
3-16 $17.90 \times 8.65 = 154.735$

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)



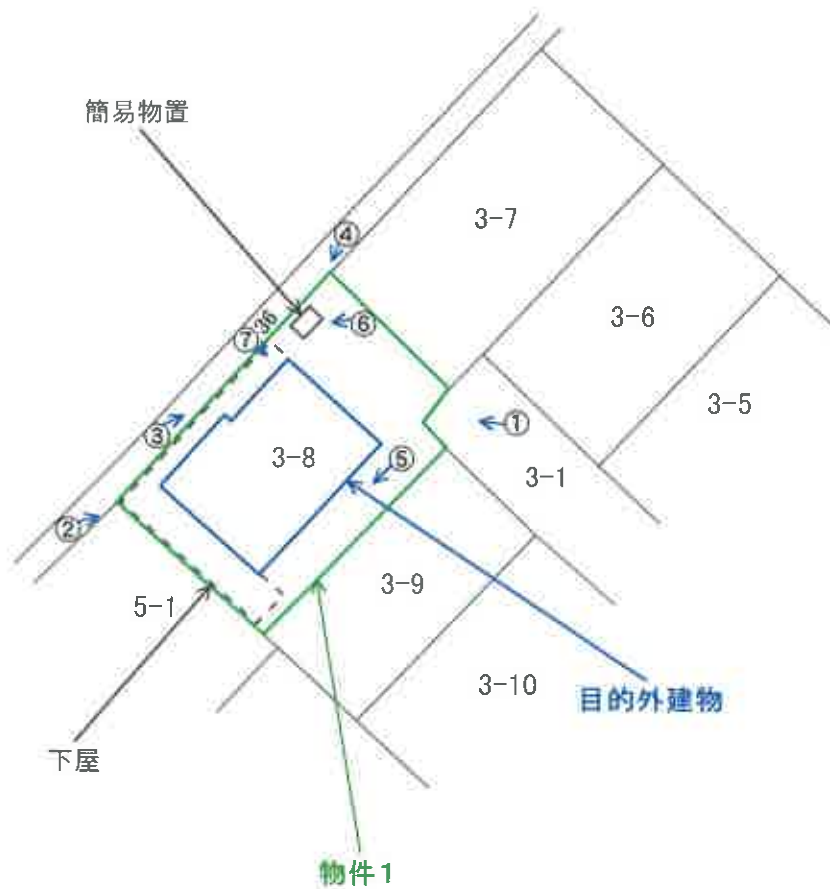
作製年月日
昭和52年3月31日

作製者
土地家屋調査士

申請人

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(富島地方事務所郡山支局管轄)
令和8年1月29日 東京法務局提出場所

登記官



←○写真撮影位置方向・写真番号



1/500

土地建物位置関係図

目的外建物の下屋

目的外建物



物件1

3番1土地
(私道)

北東側ブロック塀

3番7土地

No. 1

目的外建物

目的外建物の下屋



36番土地

物件1

5番1土地

No. 2







北西側ブロック塀のひび等の状況

No. 7

令和8年（ヌ）第 7 号
令和8年5月25日現地調査
令和8年7月15日評価

福島地方裁判所郡山支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

安 達 一 夫 印

第1 評価額

物件1（土地）	金2,350,000円
---------	-------------

物件1の価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所在地目地積	郡山市大槻町字二本木 3番8 宅地 264.57㎡	
番号	特記事項		
1	物件1上には下記の目的外建物が存する(全部事項証明書より)。 所在地：郡山市大槻町字二本木3番地8 家屋番号：3番8 構造：木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺2階建 床面積：1階 100.70㎡ 2階 53.82㎡ 計 154.52㎡ 建築時期：昭和52年7月20日新築・昭和55年1月31日変更、増築 なお、目的外建物の上記以外については後記特記事項に記載のとおりである。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(1) 物件1

位 置 ・ 交 通	J R 東北本線「郡山」駅の南西方約6.5km（道路距離、以下同じ。） 最寄バス停「大槻旭町」まで約500m 市立大槻小学校まで約700m ブイチェーン大槻店まで約800m	
付 近 の 状 況	本地域は市街地西側周辺部に位置し、一般住宅を主体に共同住宅、事業所等も見られる住宅地域である。 周辺地域は本地域と同様に一般住宅、共同住宅、事業所等が混在し、ミニ分譲住宅地も見られる住宅地域となっている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地(特記事項参照)
画 地 条 件	間口約4m・最大奥行約21m、ほぼ長方形、私道と等高	
接 面 道 路 の 状 況	南東側 幅員約6m 舗装私道 (建築基準法42条1項2号)	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者及びその他の者が物件1上に目的外建物を共有し、占有している。 隣地は一般住宅の敷地等となっている。	
供給処理施設	上 水 道 あり (特記事項参照) ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特 記 事 項	① 物件1は都市計画法の開発許可(許可年月日：昭和51年10月27日、許可番号：郡建第57号、開発面積：2,211㎡、用途：宅地分譲、完了広告：昭和52年1月31日)を受けて開発された分譲住宅地の一画地である(郡山市開発建築法務課より調査)。	

- ② 物件1及び本物件の周辺地域は周知の埋蔵文化財包蔵地(名称：原ノ町遺跡、種別：集落跡、時代：古墳・奈良・平安)に包含されている。なお、本物件は試掘調査は行われておらず、本物件内で土工事等を行う際は届出が必要である(郡山市文化振興課より調査)。
- ③ 土地所有者及び居住者からの調査より、北東側隣接地3番7とは、その境界に食い違いがあるとのことである。当該隣接地との境界を明確にするためには、専門家による調査が必要である。
- ④ 上水道は本物件南東方約50m付近の市道内の市営上水道本管から物件1が接面する私道内の私設管を通して引込みしている(郡山市上下水道局より調査)。
- ⑤ 物件1上に存する目的外建物については下記のとおりである。
- ・土地所有者からの調査より、昭和55年1月31日の増築は2階の北西側部分であり、また、それ以降の増改築はないとのことである。土地所有者からの調査及び評価人による外観目視調査の限り、物件1上に登記上の建物が存していると思われる。
 - ・目的外建物の北西側から南西側へ続く木造の下屋約43㎡が存する。
 - ・南西側の下屋の屋根の一部が南西側隣接地5番1に、また、目的外建物の排気ダクトと思われるものが北西側隣接地36番に越境していると思われる。
- ⑥ 物件1の北端に簡易物置(スチール製W約1.8m×D約1.2m×H約1.8m)が存するが、土地への固着性の程度より見て、動産扱いのものと判断した。また、当該物置には目的外建物と連結しているボイラーが存する。
- ⑦ 物件1の北西端に高さ2mを超えるコンクリートブロック造の塀が存し、一部に穴等の損傷及び黒ずみ等の汚れが見られる。なお、今後、目的外建物の建て替えなど物件1上で新たな建築行為等を行う際は当該塀について安全性などの専門家による調査が必要である(郡山市開発建築法務課より調査)。
- ⑧ 土地所有者は登記上、物件1が接面する私道(地番3番1)について持分1/10を有している。
- ⑨ 添付の土地建物位置関係図は評価人の能力の範囲内で巻尺で測定し作成した概ねの配置を示したものである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地等価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	65,300	0.82	264.57	0.85		12,040,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示 郡山-5

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 76,600\text{円/㎡} & \times & 101.9 / 100 & \times & 100 / 104 & \times & 100 / 115 & = & 65,300\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：104%（方位）

◇地域格差：街路条件：101%（幅員）

交通接近条件：102%（最寄駅、最寄商業施設、公共施設）

環境条件：112%（居住環境等）

行政的條件：100%

格 差 率：115%

イ 個 別 格 差：街路条件：97%（種別、行止り）

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：85%（地積、間口奥行の関係）

行政的條件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：82%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（以下余白）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を実施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	12,040,000	1.00	0.35	法定地上権	4,210,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	12,040,000	-4,210,000		0.50	0.60	2,350,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：本件は目的外建物が存する土地のみの売却であること、隣接地との境界に食い違いがあること、目的物件内で新たに建築等を行う際は、前記北西端の塀について専門家による調査が必要であること及び目的外建物の下屋の一部と換気ダクトが越境していると思われることなどの理由により、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

(以下余白)

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 郡山-5
所 在 : 郡山市大槻町字北中野42番15
価 格 : 76,600円/㎡
位 置 : 「郡山」駅まで道路距離で約5.8km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 170㎡
供給処理施設 : 上水道・下水道
接 面 街 路 : 南東側約7m舗装市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第1種住居地域
建 蔽 率 60% 容 積 率 200%
地 域 の 概 要 : 戸建住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税課税標準額（令和7年度）

物件1 : 1,599,606円

第7 附属資料

公 図 写
地 積 測 量 図 写
土 地 建 物 位 置 関 係 図
建 物 図 面 ・ 各 階 平 面 図 写

以 上

登記年月日：昭和52年4月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(福島地方支務局郡山支局電報)
令和8年1月29日 東京法務局 郡山事務所

③ 3-1 ③ H 5-2-4 25

地積測量図

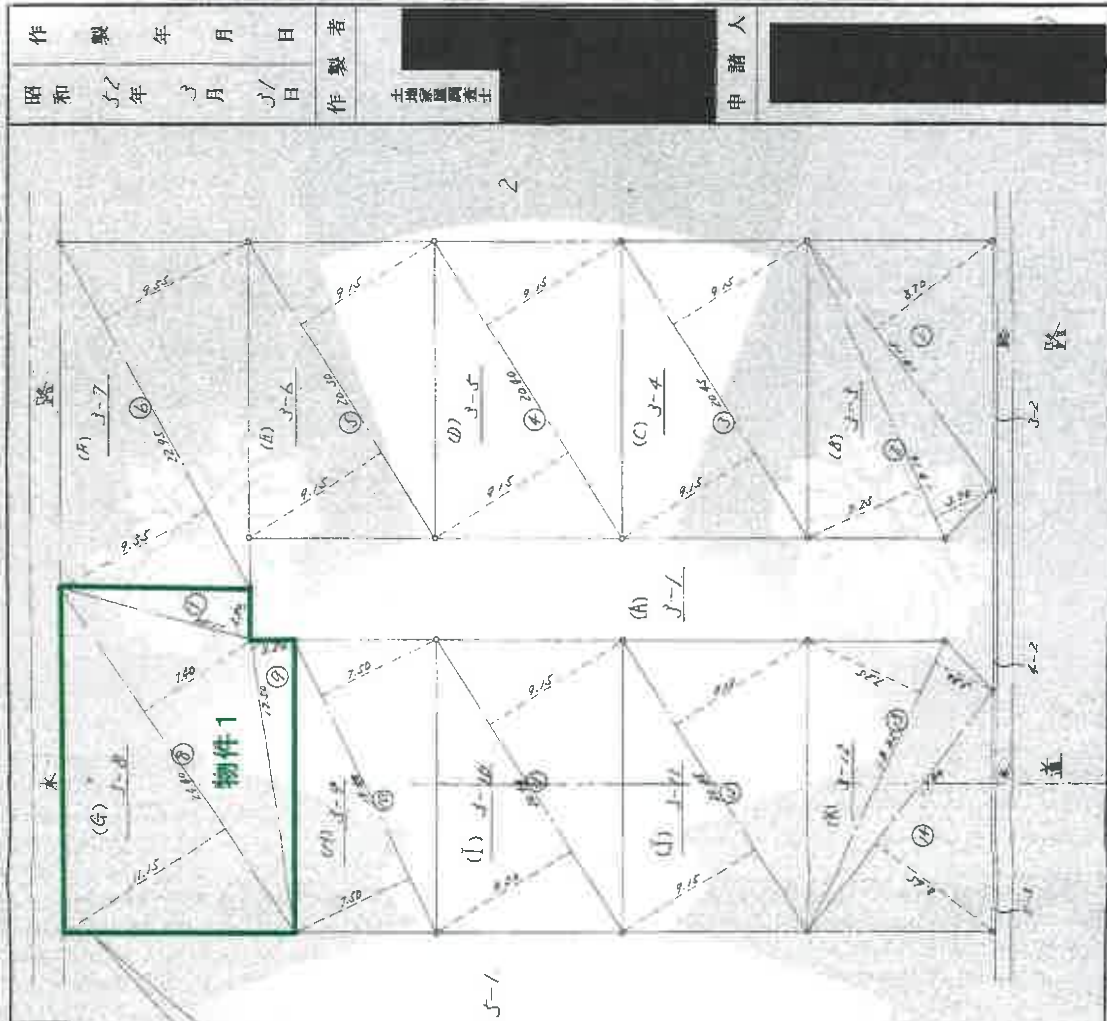
地番 3-3, 3-4, 3-5, 3-6, 3-7, 3-1
3-8, 3-9, 3-10, 3-11, 3-12

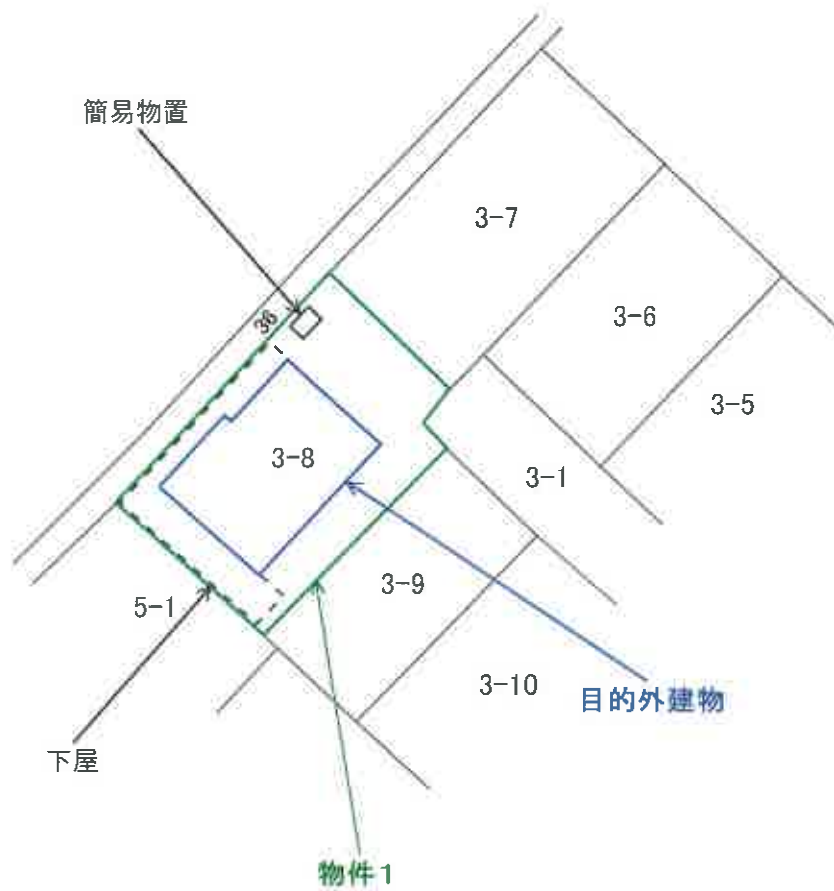
土地の所在 郡山市大槻町字ニ本木

0711012

求積

3-3 $\frac{1}{2} \times (12.10 + 2.20) = 7.15$
3-4 $\frac{1}{2} \times (9.10 + 7.25) = 7.175$
3-5 $\frac{1}{2} \times (20.65 + 9.65 + 9.65) = 25.025$
3-6 $\frac{1}{2} \times (20.65 + 9.65 + 9.65) = 25.025$
3-7 $\frac{1}{2} \times (22.85 + 9.65 + 9.65) = 26.075$
3-8 $\frac{1}{2} \times (11.30 + 2.90) = 7.10$
3-9 $\frac{1}{2} \times (24.40 + 11.65 + 11.65) = 23.825$
3-10 $\frac{1}{2} \times (7.10 + 2.20) = 4.65$
3-11 $\frac{1}{2} \times (19.10 + 7.10 + 7.10) = 16.65$
3-12 $\frac{1}{2} \times (20.40 + 9.65 + 9.65) = 24.825$
3-13 $\frac{1}{2} \times (20.85 + 7.25 + 7.25) = 17.675$
3-14 $\frac{1}{2} \times (17.90 + 9.65) = 13.775$





1/500

土地建物位置関係図

5795011

各階平面図

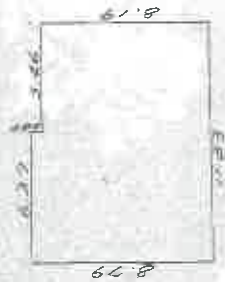
建設番号

建設の所在

建設平面図

建設番号: 3-8

建設の所在: 東京都大田区大森3丁目28



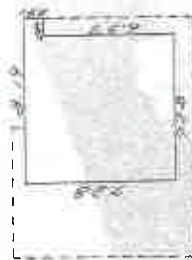
求積

$$0.60 \times 6.37 = 3.8220$$

$$8.19 \times 11.33 = 96.8877$$

$$1.25 \times 100.70 = 125.875$$

$$1.25 \times 100.70 = 125.875$$



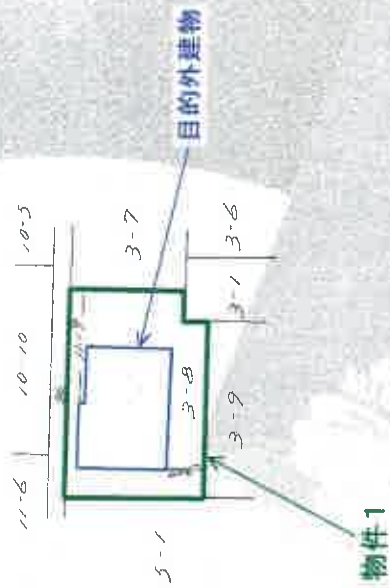
求積

$$0.91 \times 8.19 = 7.4529$$

$$6.37 \times 7.28 = 46.3736$$

$$13.8265$$

$$2 \text{階床面図 } 53.82 \text{ m}^2$$



作製者

縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

建設番号: 3-8

建設の所在: 東京都大田区大森3丁目28

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
（福島地方庁務局 山支局 登録）
令和8年1月29日 東京法務局 提出場所

登記官